

「多治見市病後児保育対策事業に関する補助金交付要綱」の一部改正について

令和4年4月から病児保育の実施に伴い、現行の補助要綱の見直しを行います。

1 改正概要

- （1）要綱の名称を「多治見市病児・病後児保育対策事業に関する補助金交付要綱」とする。
- （2）補助対象に病児保育事業を加える。
- （3）利用料に対する補助内容を見直し、病児・病後児ともに同額の補助とする。
- （4）診断書の作成に関する補助の実施。

2 利用料の補助内容の見直し

（1）現行

病児保育	病後児保育
なし	多子世帯：全額補助（県 1/2、市 1/2） 生活保護：全額補助（市 10/10） 上記以外：800 円/1 時間（市 10/10） ※上限は 1 傷病につき 16,000 円

（2）見直し後（病児・病後児ともに同じ）

多子世帯	全額補助（県 1/2、市 1/2）
生活保護	全額補助（市 10/10）
上記以外	2,000 円/日を超した額の半分を助成 ※上限は 20,000 円/1 傷病

	0円	2,000円	4,000円	6,000円
利用料	2,000円の場合	自己負担2,000円		
	4,000円の場合	自己負担3,000円	市補助 1,000円	
	6,000円の場合	自己負担4,000円		市補助2,000円

3 診断書の作成に関する補助の実施

（1）補助内容

1,000 円以上の診断書料に対し、1,000 円/1 通の補助を行う。

（2）概要

	診断書料が 1,000 円の場合	診断書料が 2,000 円の場合
診断書料	1,000 円	2,000 円
補助額	1,000 円	1,000 円
利用者負担額	0 円	1,000 円